

令和 3 年第 3 回定例会

北本市予算決算常任委員会
建設経済分科会会議録

令和 3 年 1 0 月 2 0 日 開 会

北本市議会

予算決算常任委員会建設経済分科会

1. 開会年月日 令和3年10月20日(水) 午前9時00分
2. 出席委員 滝瀬光一 会長 湯沢美恵 副会長
今関公美 委員 諏訪善一良 委員
島野和夫 委員 黒澤健一 委員

3. 欠席委員 (0名)

4. 説明のため出席した者

山崎 寿	都市整備部長	柴田 浩之	久保土地地区画 整理事務所長
------	--------	-------	-------------------

事務局職員出席者

岩崎 和彦 主 任

開議 午前 9時00分

○滝瀬光一会長 おはようございます。

ただいまから予算決算常任委員会建設経済分科会を開会いたします。

議事に入る前に、分科会傍聴についてですが、今般の新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、北本市議会委員会条例第16条第1項を準用し、議員を含め3人を上限として傍聴を許可することとしますので、御了承ください。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時01分

再開 午前 9時01分

○滝瀬光一会長 休憩を解いて再開いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、議案第45号 令和2年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査を行います。

直ちに質疑に入ります。

はじめに、歳入について質疑を行います。

質疑は、歳入一括といたします。

行政報告書336ページから337ページの歳入について、質疑のある委員の発言を求めます。

湯沢委員。

○湯沢美恵委員 歳入のところの国庫支出金、国庫補助金についてお聞きしたいと思います。

今回もこの部分の当初の予算よりかなり金額が減ってきて、それが大本になって事業とい

うのが減っていたのではないのかなと見受けられるんですけども、国庫補助金の金額がこれくらい減額されますよと、予定よりも少ないですよというのが大体いつぐらいに分かって、それによって事業というのをこのようにしようという変更というのは、大体どのくらいに決定するんですかね、その辺りについてお聞かせください。

○滝瀬光一会長 柴田久保土地区画整理事務所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 国庫補助の本要望につきましては、10月頃に要望いたしまして、内示は年明けの4月になります。ですので、令和2年度の事業割振り、その辺は4月以降に考えて決めております。

○滝瀬光一会長 湯沢委員。

○湯沢美恵委員 そうすると、当初予算と全く違う場合が大いにあると思うんだけど、その場合、例えば住んでらっしゃる住民の人たちに移転の話とか、そういうのは具体的にするのは予算を計上したときなんだろうか、割振りが決定したときなんだろうか。それなりに準備が必要な場合もあると思うので、そこら辺はどのような状況になっているんだろうか。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 移転につきましては、急に移転してくださいというのは難しいお話ですので、前年度に来年度予算が確保できれば移転の契約をさせてもらって、移転してくださいというようなお願いをしております。実際この内示が出まして、割振りが決まっ

た後に、その時期についてお話を、交渉させていただいています。

○滝瀬光一会長 湯沢委員。

○湯沢美恵委員 そうすると、一応基本的に来年度予算が決定したら、お宅が例えば移転の予定を立てていただきたいという話しした場合に、そのままストレートで予算が下りてくればいいんだけど、そうじゃなくなった場合に、今年度は予算が下りてきませんでしたから、申し訳ないですけどもまた次回なりというような話をする場合に、その方が御都合が悪くなる、本年度だったらよかったのにみたいな、御都合が悪くなるようなことがあって、どんどん後回しになっちゃうようなことっていうのは実際起きているんですかね。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 実際1年遅れというのはございました。ただ、それ以上延びたという事例はないと認識しています。

○滝瀬光一会長 ほかに質疑ありませんか。
黒澤委員。

○黒澤健一委員 国庫支出金で1,108万2,000円ということで、事業費の国庫補助金なんですけど、これの内訳を見ると、土地区画整理事業補助金が1,108万2,000円で、国の補助金の全ては土地区画整理事業ということで補助金が出ているわけですけども、土地区画整理事業補助金の意味合いと歳入の根拠、お示してください。

当初予算が4,635万円、補正でマイナスの3,626万8,000円ということではありますが、マ

イナス補正の理由、根拠についてお示しをください。それから、財産収入では、当初予算で100万円予定しておりまして、その理由は、保留地の売渡代金が100万円という歳入でありました。結果的に保留地の売渡代金も0だということで、財産収入が0となったわけですが、これについてはどうお考えですか。

それから、繰入金は、一般会計繰入金が予算上は2億7,924万8,000円、補正で減額を5,860万6,000円ということで、予算現額が2億2,064万2,000円ということですが、一般会計から繰り入れる予算額の根拠、何のために予算要求してこれが出てくるのか、その数字をお示してください。

それから、市債は8,510万円の当初予算でありながら、4,040万円ということで約半分補正をして、最終的な予算の減額として市債が4,470万円。4,470万円のうち3,950万円が久保特定土地区画整理事業債ということで、3,900万円の歳入、これは何に使う区画整理事業債として発行したのか、お示してください。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 まず、1点目の国庫補助の根拠と3点目の繰入金の根拠、これ共通しますので、一括して答えさせていただきます。

久保区画整理事務所の予算につきましては、財政的な事情によりまして、毎年、国庫補助金に見合った事業を実施しております。例年、国庫補助金の内示額が予算額を大きく下回ってし

まうため、繰入金等の辺のマイナスの補正をさせていただきます。

ちなみに、令和2年度、国庫補助の本要望は4,635万円、これに対しまして内示額が1,108万2,000円となっております。率としまして23.9%でございます。

あと、財産収入の0につきましては、今、区画整理の事業期間の短縮と事業費の縮小を図るため、区画整理事業の見直しを検討しております。この財産収入なんですけれども、委員おっしゃったとおり、保留地の売払金でございます。事業計画の見直しを検討するに当たしまして、仮換地の変更が伴いますので、保留地を利用することによりまして仮換地の変更が立てやすくなるため、今、保留地の売払いを一時凍結している状況でございます。

最後の市債、これ何に使うかという質疑につきましては、街路事業の整備費と建物等の物件の補償費です。そちらに充てております。

○滝瀬光一会長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 随分恐ろしい報告、回答なんですけれども、じゃあ、国庫補助事業というのは国が決定するんですか。要望と内示、要望を出しても内示はこれだけだということであるとすれば、例えば要望、これ5億円も6億円も出したって、1,000万円しか北本市には補助金を出しませんよとなるんですか。要望と内示ということで数値が変わったという説明をいただいたんですけれども、国が補助金を出そうとする根拠、こういう部分については出ますという

のはもちろん分かっているんだろうと思いますけれども、それらについては、どのように要望を判断してこの歳入に至ったのかというところの経緯が分かりづらい、そこを説明していただけるでしょうか。申し訳ないですけれども、変な話で。

それから、財産収入の保留地の処分費が歳入0になったというのは、見直しを検討して、仮換地の変更のために凍結しているということですから、これは新しい年度でも、財産収入の中で保留地の売渡代金については、いまだに凍結されたままになっているのかどうか、それはどうでしょうか。だとすれば、財産収入は100万円じゃなくて1,000円だろう、項目だけと思うんですけど、この100万円という根拠が分かりづらい部分がありまして、お尋ねをします。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 まず、1点目の国庫補助の国の根拠につきましては、実際、国の根拠については分からないんですけれども、県と調整しまして、前年度の6月に概算要望ということで、実は7,500万円ほど概算要望させていただいています。県と調整する中で、そんなにはつかないということで、10月に本要望ということで4,600万円、先ほども申しましたとおり、実際の内示は1,100万円でございます。

2点目の保留地の売却の凍結なんですけれども、仮換地の再度の設計が令和5年度頃から始

まいますので、来年につきましては保留地の販売を予定しておりませんが、予算の100万円につきましては、付け保留地といって小さな保留地があります。その土地は、それに隣接した方しか使えないような土地ですので、そういった土地の販売については要望があれば対応していきたいと思ひまして、予算化しております。

○滝瀬光一会長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 よく分からないですよ。でも、国庫補助金というのは、補助基本額があつて、全ての事業や、今もそうだと思うけれども、予算書を見てもそうだけれども、補助基本額の例えば10分の10だとか、10分の3だとか、10分の5だとか、基本額に対する割合というようなお話で予算を、歳入を組み立てているんじゃないのかなと思うんですけども、国庫支出金の補助金に関しては、補助基本額という基本的な考え方、そういったものはないんですか。

例えば、事業が順調に進んじやって、新しく予定しているよりも多くの費用が新年度は見込まれるといった場合に、急激に増やすということは、今のこの内示と要望の関係では、数字が極端に上がった場合の対応ができないんじゃないのかなという、逆にそういう不安を持ったわけですよ。したがって、そういう関係については、どのように私らは理解、認識すればいいのか。補助基本額があつて、その何パーセントとかというのが普通の予算の組立ての中で頂く歳入の構造だと思うんですけども、その件に

関してはどうなんですか。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 その辺の考え方については即答しかねるんですけども、こういった差があまり起こらないように、県とも今後は調整していきたいと考えております。

○滝瀬光一会長 山崎部長。

○山崎 寿都市整備部長 補助金につきましては、本来、今回のこういった補助金については2分の1という、基準はございますけれども、東日本大震災以降、配分が随分厳しくなっています。そういった中で、単費でそれを補填してしまうと、財政的に厳しいもんですから、どうしても補助頼りになってしまうという部分もございます。

実際そのプロセスの中で、まず概算要望を出して、それを県で取りまとめて、それを県が国のほうに上げます。その上げた中のものを国のほうから実際、埼玉県はこれだけだよということで埼玉県分の配分があつて、それをまた今度は県内で県のほうで配分をしてくるというような状況になってきますので、市単独ではその辺は、増やせということがなかなかできないということになってきています。これは、東日本の震災以降、かなり顕著に起こっている状況で、幾つかの事業を断念するとかということも、これまでやってきております。

○滝瀬光一会長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 俺理解できないのは、久保の土地区画整理事業は何年までに、幾らの予算で、

どうやりますよ、決めているわけでしょう。決めています、その年度に終了するには、単年度当たりこれぐらいの事業をやらなきゃいけないとか、こうならなきゃいけない、これで単年度で、そうするとこれだけの事業をやるから、補助基本額、例えば2分の1だったらこれぐらいという、そういう予算決めないんですか。

今の説明を聞いていると、厳しいからずっといつちゃって、いつ事業が終了するか、見えないじゃないですか。かつて俺、要望事項を国に、国交省へ行ったときに、ほかの地区から来た、区画整理で遅れていて、補助金の関係で。地元の首長さんや議員連中が、要望事項やってますよ。だから、これだって、この事業を基本どおり進めていくのには、今遅れているんだから、これだけの予算が必要なんだ、このようにするんだというような、その積極性というか、そういうものは全然この歳入の中からは見えてこない。少なくとも、頂いた歳入の中でしか事業はできないんですよ、特別会計ですから。それじゃあ、そういう状況のままいくんですか。そこは大きな問題点じゃないのかなと思うんですよ。

私もまだ、この委員会は初めてのほうだから、詳しくは分からないですけれども、私の考えている区画整理事業、年度内に終わらず、そのためには各年度でこれだけの費用が必要だと、これだけの事業が出てくる、事業が出てくれば、それを自己財源と地方債とこの補助金でやろう。補助金が少なければ、要望活動してまで地方の人たちはやっているという事実があるわけだか

ら、そういう事実を頭に入れておいて、申し訳ないけれども質疑して。

今の状況でいうと、これだけやったけれども、県でやって駄目だからって、毎年毎年、補助金がどんどん減らされているというか、希望額までいかないということであれば、事業はけつとして決めた年度には終わらせるための財政措置、予算措置としてのこの歳入なんですか、ということ最後に聞きたい。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 委員おっしゃるとおりだと思います。事業計画上は、令和8年3月31日で完了する計画となっております。そして、資金計画もそれになっております。ただ、先ほども申したとおり、国の補助のつきが悪いこともありまして、事業が長期化している、そういう現状でございます。

○滝瀬光一会長 ほかに質疑ありませんか。

諏訪委員。

○諏訪善一良委員 仮換地の変更があったようなことを今、答弁があったんだけど、そうすると、そういうのは事業の状況で、極端に言うと、今年の1月ですか、久保の区画整理の見直し案、大幅な案が出ましたよね。こういうのをやっていると、国のほうに要望した段階のときとこのように見直しをしてしまっていると、予算がつけにくいという点も、東日本大震災にあるんじゃないですかね。その辺はどうだったんでしょうかという点が1つ。

それから、あと1つ、仮換地の変更の点ね。

これも、そういうことやっていると、結局、予算要望の裏付けが変わっちゃうんだ、基本が変わったんだからということで、減らされてしまうんじゃないかなと思う、その辺の影響はないんでしょうか。

3つ目、市長は、南大通線の東がほぼ終わったという答弁をたしか議会でしていたと思うんだけど、実質的に西1号線なんかはまだ通っていませんよね。ここのところの補償なんかも何度も聞くんだけど、結局進んでいなかったんで、やっとならここで予定が立ったようなことを聞くんだけど、あのような事業があると、当然補助金もつけられなくなってくるんじゃないかと、そういう原因はないんですか。

もともとこの事業は、もともとでいうと、初めは10年ぐらいの計画だったし、たしか事業費は110億円ぐらいだったけれども、かなりの部分が保留地の処分ですよ、21億円ぐらいあったと思うんですよ。こういうのが全く進んでいないというのかな、現状においても今、42%ぐらい事業が進んでいるんだろうけれども、結局、前回の資料だと8,000万円程度しか進んでいないと、こういう事業の遅れの原因というのも含めて、今、収入は、国の補助金は出ていないんじゃないかと思うんですが、その辺の影響についてはいかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 今、委員さんから質疑ありました。今、見直し計画を検

討しているところなんですけれども、区画整理事業を見直すに当たりまして、仮換地も変更いたしますし、そういったことをしても補助金の予算がつきにくいだとか、減らされるとか、そういったお話は県からは伺っておりません。

それから、1、2、3点目の補助金の影響ですか。先ほどの回答と重なりますけれども、そういったことを行なったことによって補助金を減額されるというお話はございません。

西1号線につきましては、今年度、住宅を1軒移転いたしますので、そこが、全部じゃないんですけれども、結構な広さで空く形になります。ただ空けておくのももったいないので、来年度以降、仮の整備をして通していきたいとは考えております。

○滝瀬光一会長 諏訪委員。

○諏訪善一良委員 次の保留地の処分が進んでいないということも含めて、それはあれですか、国からの補助金、国庫の部分、減額された原因なんじゃないんですか。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 保留地の処分が進んでいないことに対しまして、補助金が減らされるとか、付きにくくなるとか、そういったことはございません。

○滝瀬光一会長 諏訪委員。

○諏訪善一良委員 じゃ、一応まとめて。さっきも言ったように、総事業費が110億円ぐらいをもって、保留地が非常に大きく、21億円ぐらいの予算を見込んでいるんだけど、保留地の処分をできない理由というのが、これは自己財

源になってくるけれどもね。さっき、黒澤委員もした質疑は、たった100万円しか見込んでいないというんだけど、それしか見込めなければ事業というのは進まないわけで、それはあれですか、それも全く、国からの補助金に対する減額されている金額は、部長の答弁だと基準の2分の1だと言うんだけど、そういう事業費があれば事業は進むんだから、基準の2分の1だったら、そういうお金が用意できれば進むんじゃないんでしょうか。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 先ほどの回答と重なりますけれども、事業計画の今見直しを行っておりますので、仮換地の変更が伴いますので、保留地は仮換地を変更するに当たって、使いやすいので、まとまった保留地につきましては売却せずに、残していきたいという考えでございます。

○滝瀬光一会長 ほかに質疑ありませんか。歳入、よろしいですか。1点だけ。

○湯沢美恵副会長 滝瀬会長。

○滝瀬光一会長 先ほど来、質疑が様々ありましたけれども、この中で決算規模が2億8,300万円ということで、前年と比べて4,000万円弱小さくなっているんですけれども、その一方で、一般会計からの繰入金が2億2,064万2,000円と、前年に比べて1,300万円増えております。当初予算から途中、補正減とかありましたけれども、最終的に決算額でそういった形で増えていて、決算規模に占める繰入金の割合が77.9%

と非常に大きくなっていることについては、どのように捉えてらっしゃいますか。先ほど来の答弁と重なる部分が大いにあるかと思うんですけれども。

○湯沢美恵副会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 333ページの令和2年度と令和元年度の比較ですね。皆さん御覧のとおり、国庫支出金につきましては、令和元年度4,400万円、これに對しまして令和2年度1,100万円、4分の1程度になってしまいました。その影響を受けて、一般会計からの繰入金、こちらのほうが増えている、そのように考えております。

○湯沢美恵副会長 滝瀬会長。

○滝瀬光一会長 国庫支出金が当初に比べて減額になったからということでありますけれども、事業の2分の1が国庫補助で入ってくるわけであって、それだけでは理由付け、根拠とならないと思うんですけれども、結局、決算規模が小さくなってしまって、その一方で、歳出のほうで総務費の割合は固定あるいは増加となってしまうから、そういったところが影響しているのかとは思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょう。

○湯沢美恵副会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 委員おっしゃるとおりだと思います。

国庫補助につきましては、街路整備と建物等の移転補償、これにしか使用できませんので、その他の部分の事業費もございますので、その

他の事業に充てるために繰入金、この辺が増えているという形でございます。

○滝瀬光一委員 分かりました。

○湯沢美恵副会長 よろしいですか。

○滝瀬光一会長 はい。

歳入については、ほかに質疑がないようですので、336ページから337ページの歳入までの質疑を終結いたします。

続いて、歳出についての質疑を行います。

質疑は、歳出一括といたします。

行政報告書338ページから343ページの歳出について、質疑のある委員の発言を求めます。

島野委員。

○島野和夫委員 339ページで、事業費ということで上のほうに書いてありますが、予算現額で9,789万9,000円、支出済額で8,127万3,986円ということで、翌年度繰越金が231万円、不用額が1,431万5,014円、執行率が83.0%ということであります。

久保の区画整理区域内の住民は、一刻も早く事業を進めてもらいたいという中にあって、この翌年度繰越をしたり、不用額が出たり、こういったことはあまり好ましくないのではないかと、この要因についてお伺いをいたします。また、現在の事業費ベースでの進捗率、これについてもお伺いします。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 こちらの翌年度繰越金につきましては、建物の移転の調査委託料でございます。先方のお宅に調査に入

る時期に、コロナの患者さんがちょうど増えている時期でして、他人を家に上げるのは怖いということで、しばらく調査できなかった時期がございました。年度末にちょうどコロナの患者さんも減ってきたので、調査していいですよということになって調査させてもらいました。

成果物につきましては当然、年度末になってしまいましたので間に合いませんでしたので、翌年度に繰越しさせていただきました。あと、進捗率につきましては、事業費ベースで今44.1%でございます。

○滝瀬光一会長 島野委員。

○島野和夫委員 分かりました。コロナの影響で調査が進まなかったところもあるか、そういう答弁であったと思うんですが。その下のほうに業務委託の状況ということでありまして、その中で事業計画見直し検討業務委託と、これが935万円と経費が計上されておりますが、この辺の内容について、また、その結果がもし出れば、その辺の状況についてお願いします。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 こちらの業務委託費につきましては、まず令和元年度に事業見直し業務ということで、区画整理事業の長期化、あと事業費の増大、あと遺跡との共存、これらが課題でございまして、事業の見直し検討に資する事業の過年度の資料を整理して、事業推進における課題を整理いたしました。それを受けまして、令和2年度にその課題への対処方策、こちらの整理を行ったものでございます。

○滝瀬光一会長 島野委員。

○島野和夫委員 事業見直しの検討業務ということで、その中には、今、答弁があったとおり、遺跡が課題だということではありますが、遺跡についてもその費用と、また関わる人、マンパワーに対しても、そういったものよりも区画整理のほうに費用と人も向けて、一刻も早く久保区画整理事業を進めていただきたいと思います、この辺については、部長はどのようにお考えでしょう。

○滝瀬光一会長 山崎都市整備部長。

○山崎 寿都市整備部長 確かに、もうかなり遅れているということで、この見直しによって面積を減らして工期の縮減を図るとともに、また、事業費の縮減をも図ろうということで今、この間も全員協議会のときに説明したとおり、ああいうような形を取って事業を進めていっているところです。今後、事業が進めば、当然厚い人員配置していただいて、一刻も早く事業を進めていかなきゃならないかなということで、それにつきましては、総務部にも私からも要望してまいりたいと思っております。

○滝瀬光一会長 ほかに質疑ありませんか。
諏訪委員。

○諏訪善一良委員 先に、今の島野委員の質疑、答弁がおかしいなと思っているのは、遺跡発掘のマンパワーの分の費用というのは、これは教育部局の支出じゃないんですか、というのを先に確認します。

○滝瀬光一会長 山崎部長。

○山崎 寿都市整備部長 遺跡については当然、教育部で進めますけれども、こちらの場合は、換地の見直しを行わなければいけませんので、そちらにかなりマンパワーが必要になってくるかと思います。

○滝瀬光一会長 諏訪委員。

○諏訪善一良委員 今の確認だけれども、一応、遺跡の発掘費用についてはあくまで教育部局であって、こちらから出ているんじゃないということの確認が、まず第1点の問題かと。

2番目に、いつも思うんだけど、今さらというんかね、もう事業始めてから二十数年たっているから、今、この44ヘクタールの面積の中から9.8ヘクタールを除外するといったら、それは縮減というけれども、事業そのものをなくしちゃうんだからさ。それからまた、経費の削減みたいなこと言っているけれども、それは当たり前のことであって、もうそもそも、あれどうなんですか。議会でもやっていますけれども、西仲通線、これをつい先日、教育委員会のほうでは配布を小学生、中学生、止めてあったけど、議会が終わった途端に、市長からじきじきに教育部長を通して配布がされちゃったと。そういうことを自身にもですね、あそこを書いてあることは、西仲通線に、道路にしないということ。今回、これ除外したというのは、当初のまちづくりそのものは、北側の台原地区も含めて、できにくくするもんじゃないですかね。ですから、私はここの部の責任として、そういう何というかな、この見直しの予算も含めてな

んだけれども、本来受け入れられないものじゃないかと思っているんですが、いかがでしょうか、部長としましては。

○滝瀬光一会長 山崎部長。

○山崎 寿都市整備部長 これまでも、この区画整理事業については、もうかなりの進捗が遅れていると、また、事業費もどんどん増大しているという状況もあって、この先がなかなか見えない状況にございます。そういった中で、1つの打開策として、この事業の見直しを行うということになりますので、そういった中で縮小して、現在、手つけず、本来手をつけられるのに手をつけられない部分というのがありますので、そちらを重点的に早く進めるということが第1目標になってくるかなと考えております。

○滝瀬光一会長 諏訪委員。

○諏訪善一良委員 であると、今までですね、今、かなり久保大通線のほうも、昔の現道の久保の通りまで通ってきて、今度新しく、ついこの間、議会が終わったときに発表されたこと。今度、西仲通線も団地のほうへ迂回すると、こっこのほうの費用が大きくなってしまって、久保大通線やその他のほうが西仲通線に対して、また南2号線のほうも含めて、接続ができなくなってしまうんじゃないですか。そうすると、本来の、国によって国土強靱化とかと相反するし、こういうのは今も、部長に言いたいけれども、まちづくりをする担当部署としては受け入れ難いんじゃないかと思うし。また、その予算も前聞いても、予算書のほうに見積り、それはもう出て

いるんですか。また、この見直しの報告書をもったけれども、その分については出ていたと思わないんだけれども、出ているんだったら御説明ください。出ていないんじゃないかと私思っているんです。

○滝瀬光一会長 諏訪委員、その金額の部分については、この決算の計画見直しから随分離れちゃったので。数制的なところは避けてください。柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 まず、西仲通線を曲げることによりまして、今、直線ですと300メートルございます。曲げることによって550メートルになりますので、事業費が約1.8倍かかる予定です。その費用につきましては、この報告書の中に記載されています。

○滝瀬光一会長 議会事務局のほうに1冊頂いた中に記載があるわけですね。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 そうです。

○滝瀬光一会長 じゃあ、そちらを後ほど御覧ください。諏訪委員。

○諏訪善一良委員 この区画整理事業の理念として、さっきも触れたけれども、国土強靱化法によらなくてもいいんだけれども、街中におけるそういう道路の整備というのがまちづくりの根幹だと思うんですよ。そこについて、この業務委託した費用も含めて、基本がぶれ過ぎているし、今後また、この実施計画もしやるんだとすると、今、地権者に説明しているらしいけれども、その人たちはそういう、西仲通線の役割というものを、上尾市も桶川市も北本市も鴻巣市

も含めてやっているんだという、全体理念が理解できているとまで思えないんですよ。この部門として、私は、部長の立場からして、きちっとそういう意見を表明しないと、来年度予算をつくるについてもできなくなってくると。だから、もしかしたら、この決算の歳出の反省点としてどんな点がありますか。特に、さっきも言ったように、収入の方で言ったけれども、今のままでは、なかなか事業費のうちの売却する用地を事業費に充てたこの計画ですから、進まなくなってくるんじゃないかと、そういう心配を思うんですがね、この決算書から見まして。いかがでしょうか。

○滝瀬光一会長 山崎部長。

○山崎 寿都市整備部長 皆さんも御存じのとおり、遺跡との共存共栄ということになりますと、これがもう平成20年代初頭のほうからずっと議論されたまま、なかなか結論も出ずに、進捗しない中で、なおかつ東日本大震災の影響があって、補助金も減らされているという中で、もうかなり硬直化している状態でございます。これらを打開するということで、新たな見直しをかけて、何とか前に進めるようにということでの考え方ということで御理解いただきたいと思っております。それと、先ほど柴田所長から、距離が長くなるのではというお話、金額も多くなるというお話もありましたけれども、実際遺跡との共存を考えますと、どうしても遺跡に負担をかけないような形で工事を行わなければならないので、真っすぐ道を伸ばした場合といいまし

ても、それ以上のまた費用がかかってしまうということで、それと比較しても、真っすぐ普通に工事をやれば1.8倍お金がかかりますけれども、今後、遺跡との共存を考えながら道路を伸ばすとした場合で比較しますと、かなり割安になるということでございます。

○滝瀬光一会長 諏訪委員。

○諏訪善一良委員 今の部長の答弁だと、遺跡との共存共栄するけれども、全くもってこの事業を、先ほどからも言っているけれども、44ヘクタール計画したものを9.8ヘクタール除外しちゃうわけでしょう。共存共栄になってないんじゃないですかというのが1つと。

議会では、これはもう終わっているんだけど、この3月の議会で、西仲通線は昭和44年に決定した都市計画道路であると、幅員も18メートルであると。まちづくりの中で非常に、北本市で第一級だと思うんですよ。そういう中において、今、共存という答弁をしているけれども、共存じゃ全くないじゃないですか。

さっきも言ったように、直線コースでいけば300メートルのところ550メートルになっちゃうのと、それからもともと公団住宅を造った段階で、そこには4街区、3街区の間にもう既に道幅は確保してあるわけですよね。それが一番効率がいいんじゃないですか。そういう効率面から見ると、こういうような見直し事業をここに入れてきてやったこと自身は、そうしたまちづくりには進行の方向性から見ると相反していると思うんですが、いかがでしょうか、担当部

署として。

○滝瀬光一会長 山崎部長。

○山崎 寿都市整備部長 確かに、曲げるということにつきましては、それなりのロスがございますけれども、先ほど来言っております遺跡との共存について、結局、結論が出ないまま、もう10年近くもほっぽらかしになっていると。その結果、区画整理のほうも全く進まないというような状況でございますので、まずは実際、区画整理地内の住民の方々につきましても、本当にいつできるのかということでもできないでいるような状況がもう長く続いていますので、まず最優先で考えれば、住民本位で考えれば、早期に区画整理を完成させるというのが我々の一番の課題だと思います。そういったことから、委員おっしゃるとおり、曲げるということは非常に我々としても残念だと思いますけれども、そういったものを進めるためには、どうしてもその辺で妥協せざるを得ないという結論に至りました。

○滝瀬光一会長 ほかに質疑ありませんか。

今関委員。

○今関公美委員 339ページの1のアの街路整備状況なんですけれども、一応ここに出ている中で、補助金とか減らされて、できなかった部分とあると思うんですけれども、予定していた何パーセントの達成率だったのかということと。

あと、イの業務委託の状況のところ、物件補償に係る調査とか換地のと、あと業者の草刈りのところなんですけれども、それぞれ前年度

より伸びているんですけれども、例えば物件補償何件分とかって、そういう数字分かるのかな、ちょっと分からないんですけれども。

あと、草刈りとかも、草生えないようにシートを敷いているところも何か所かあるんですけれども、それでも100万円ぐらい増えているとか、その理由を教えてください。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 令和2年度の街路整備なんですけれども、当初予定していた距離の約50%になります、実施した距離がですね。2点目の質疑で、物件補償の関係なんですけれども、イの業務委託の2段目です。こちらは、3件行いました。中身につきましては、住宅が1件、ブロック等の工作物が2件、合計3件になります。

○滝瀬光一会長 あと、草刈り。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 あ、ごめんなさい。草刈りの防草シートにつきましては、今、随時やっているんですけれども、トータルの面積は分からないんですけれども、令和2年度は1,000平方メートル分の防草シート、こちらの設置を行いました。

○滝瀬光一会長 今関委員。

○今関公美委員 アのところは、予算が減らされてしまって、予算の都合でというところで、単純にそれで50%だったということですね。

あと、イのところ、100万円程度というのは、業者さんに頼むプラスシート代で100万円増えたという形なんですか、業者さんの手数料が増

えた、どっちなんですか。890万円と990万円、令和元年度が890万円。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 それは当初予算の額が違いましたので、その分でございます。

○滝瀬光一会長 ほかに質疑ありませんか。

黒澤委員。

○黒澤健一委員 久保の特会、さっき議論や何かで出ていた都市計画道路西1号線、2号線とかっていう話し出たでしょう。1号線か。それから西仲通線、これは久保特会の事業の中に入っているか、入っていないのかというの、どうなのか。久保特会の中で関連しているから、それも面倒見ましょうという事業なのかどうかというところが、その境が見えないので、そこを教えてください。要するに、都市計画の中にそれが入っているか入っていないか。それと、この街路事業なんだけれども、いつ入札して、いつ工事したかという部分で。当初、なかなか土地区画整理事業のあれが出てこないという話を聞いていた記憶があるんですよ。多分、令和2年度だと思うんだけど、工事そのものがこの費用としては載っているけれども、事業としていつ頃適正に対応してやってきたかというところだと思います。いずれにしても、これは金額が大きいから入札と落札、落札価格で工事請負契約を結んでいるんだろうと思いますけれども、どのような入札経緯、形態を取って対応したのかというところはどうでしょう。

それと、区画整理地内の44ヘクタールあって、9.8ヘクタールが、あっちのほうは遺跡関係でということで、遺跡関係はまだクエスチョンマークで、市はああいう方針を示したけれども、議会は納得しているわけではない、議決しているわけではないから、どう変更があったり、あるいはどう否決があったり、あるいはどう賛成されるかというのは分からないけれども、この事業に主体的に対応できるやり方、工事、どういう発想でやっているのかなというのがあるわけですね。途中までできたやつを結ぶための道路工事だとか、利便性を増すためのとか、いろいろ方針、方向があるんだろうと思うんですけども、この事業、街路整備の方針みたいなものはどのようになっていたのかなと思います。お示しをいただきます。

それから、業務委託の中で、これは予算の、会派の勉強の中で出てきた話ですけども、草刈りの業務委託が990万円あって、面積は4ヘクタールということがその中で言われて、なるほどなと思っているけれども、これは業者を活かすためにはいい方法ですね。だけれども、経費的に、維持管理の経費として、今、シートの話が今関委員からも出ましたけれども、市にとってはどっちがいいのかなという1つの選択もあるんだろうと思うし、ケース・バイ・ケースももちろんあるんだろうと思うけれども、この草刈り業務委託の内容について。

それから、これは遅かったと言われたのかな、事業地内の測量業務委託、これも一応入札して

やったんだろうと思うんだけど、これ入札して、工事を発注したのはいつなのかというところは分かりますか。それについて報告をお願いします。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 まず、1点目の都市計画道路につきましては、久保の中に西1号線、西仲通線、久保大通線、南2号線がございます。区画整理地内の部分につきましては、区画整理事業の特会に入っております。

用地につきましては、区画整理ですので、買上げではなくて減歩で用地を出して、整備費については特会の中の整備事業で行います。

2点目の街路事業の工事の契約だとか入札、ちょっとお待ちください。アの表の久保大通線の一番上です。こちらにつきましては、契約が令和2年7月21日、金額は1,000万を超えていますので、これは一般競争入札で落札されました。

業者は、清建工業というところでございます。市内業者でございます。2点目の側溝整備工事……あ、ごめんなさい、申し訳ありません。今言ったのが2件目でした。清建工業、2段目です。側溝整備工事が590万円、これ指名競争入札になります。それで清建工業です。すみません。一番上の築造工事、こちらにつきましては、契約が令和2年8月28日、一般競争入札で三栄管理興業。

3段目の4-19号線、こちらの契約が令和2年12月4日、指名競争入札で県央事業協同組合です。これ、市内業者です。

4件目の4-23、こちらにつきましては、契約が令和2年9月21日、これも指名競争入札で、2段目と同じく清建工業になります。

契約が遅いというお話があったんですけども、久保地内にオオタカの営巣がありまして、オオタカの営巣の箇所から何メートルまでは1月から8月まで工事ができないんです。そういうこともあって遅くなるのと、事業が遅れてしまう要因の一つでございます。

3件目で、どういう発想で工事しているということなんですけれども、除外想定区域は、手が付けられませんので、なるべく除外想定区域から遠い、仮換地変更があまりないようなところ、そういったところの道路整備を優先して今進めております。

委託の草刈り990万円、4ヘクタール、内容についてですけれども、こちらにつきましても一般競争入札で契約しまして、単価契約といって平米当たりの単価で契約いたしまして、年に3回ぐらい業者委託で、4ヘクタールの管理地を草刈りして、それを収集して処分するといった内容でございます。

測量の入札です。ちょっとお待ちください。すみません。最後の測量の入札なんですけれども、こちら入札の日は分からないんですけれども、契約が令和2年5月20日になっています。こちら指名競争入札でございます。窪田測量事務所です。

○滝瀬光一会長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 さっき質疑とかなんとかで議論

していた中で出てきたのは、区画整理事業の問題として大変なのは、事業が延長されるという話がありましたよね。当初予定していた令和8年度だったか、お尻は。それは何年、結局、執行部としては延ばさざるを得ないのか。そうすれば、年度当たりのこの事業に係る経費もそれだけ減ってくるわけですから、期間が短ければ多くの費用を出さなきゃならないし、長くなれば単年度当たりの事業経費は安くなっていく。それは、どこまで対応として考えているのか。総事業費は変わらないわけでしょうから、それはどうなのでしょう。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 9月議会の前全員協議会で御説明いたしました、こちらの資料にも書かれているんですけども、令和元年度と令和2年度に見直し業務を行いました。その中で精査したところ、このまま事業を進めた場合、事業期間令和33年度まで、除外した場合、区画整理の事業期間令和27年度までになっております。

○滝瀬光一会長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 ということは、令和8年度が令和33年度、今の段階では、議会の方向とすればそういうことなんだろうと思いますけれども、そうすると25年ぐらい延びちゃうの、20年ぐらい延びるのか。そうすると、これは決算数値だから、これはこれで認めざるを得ないんですけども、令和5年度からの予算規模というのは、相当影響を与えているんじゃないのかなと思わ

れますけれども、方針だけでもお答えできればと思います。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 今申し上げました事業の終了期間なんですけれども、例年どおり、通常3億円前後で予算化されていますので、年に3億円予算確保できればこの時に終わるという計画になっております。

○滝瀬光一会長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 ぜひ頑張ってください。

大変だと思いますよ。首長が替わると方針が変わりますからね、基本的に言えば。首長次第でいろんな方向になってきて、やれと言われれば、皆さん方はやらざるを得ない。でも、それはある程度の限度というか、お互いが譲り合って、きっちりとした形でやらないと、一番困るのは当事者、地域の住民なんだよね。あの人たちのもう疲弊感、10年遅れりゃ死んじまうんだから、人によっちゃ。土地を整備しないで、自分が亡くなっちゃうという人だって出てくるわけだから、そういうところの緊張感を持って、ぜひ頑張っていただきたいなど。あとは、委員会で何かやるようですから、楽しみにしていますので、よろしく。

○滝瀬光一会長 ほかに質疑ありませんか。

湯沢委員。

○湯沢美恵委員 1つは、340ページの物件補償の内容について、9件御報告いただいているんですけども、こちらのほう、具体的に教えていただきたいのが1点と。公債費についてなん

ですけれども、事業がなかなか進捗しなくても、今まで工事を進めてきた中での公債費の返済というのは、結構な金額に上っているんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺の、今回も半分近くが公債費の返済にあたっているような状況なので、そこら辺の、分母が変わってくれば当然変わるんだろうと思いますけれども、どういう推移状況が見込まれているのか、ここに書かれているだけでも御説明いただければと思うんですけれども。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 まず、物件補償の内容です。少しお待ちください。

こちら5件なんですけれども、全て住宅ではなくて、ブロック塀や生け垣、そういった工作物でございます。公債費の返済、どういう状況かという、この表の状況なんですけれども、財政部局とも調整して、金額等、毎年考えて実行しております。答えになっていないかもしれないんですけれども、すみません。

○滝瀬光一会長 湯沢委員。

○湯沢美恵委員 物件補償のほうは分かりました。

公債費については、さっきも言ったけれども、分母が変わってくれば当然比率も変わってくるけれども、結局、どうしても今までやってきたものについての借入れですから、返さなくちゃいけないというところでは、当然、保留地の売却等々がなければ、要するに繰り入れしていかないことには返せないということが生じてくると思うんですけれども、ここが毎年あまりにも大

きくなった場合、繰り入れする金額というのがどうしても大きくなっていったらと思うんだよね。そこら辺のバランスとかというのは、今後も今回みたいに50%近いような推移でいったらという可能性はあるということなんだろうか。

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 事業費のほうも、今、材料費がすごく高くなってしまっていて、人件費の高騰もありますので、今後も事業費のほうは増大傾向でいくのかなと思われますので、この辺につきましても減少はしないと考えています。

○滝瀬光一会長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○滝瀬光一会長 質疑がないようですので、338ページから343ページの歳出までの質疑を終結いたします。

歳入歳出全般を通して、追加で質疑はございますか。大丈夫でしょうか。

黒澤委員。

○黒澤健一委員 さっき聞き忘れたんですけど、答弁あったかどうか知らないけれども、除草費の平米当たりの単価は幾らで契約したのか。年何回するんだい。

〔「3回」と言う人あり〕

○滝瀬光一会長 柴田所長。

○柴田浩之久保土地区画整理事務所長 平米単価につきましては今、即答できません。申し訳ありません。

○黒澤健一委員 後でちゃんと報告しろよ。いいよ。

○滝瀬光一会長 ほかよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○滝瀬光一会長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、本分科会に送付されました議案３件の審査が終了いたしました。

なお、分科会審査結果報告の作成につきましては、正副会長に御一任いただき、案を作成後、皆様に配付をし、御意見を頂戴したいと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○滝瀬光一会長 そのように取り計らいます。

それでは、副会長より閉会の挨拶をお願いいたします。

○湯沢美恵副会長 それでは、予算決算常任委員会の中の建設経済分科会、本日で終了です。お疲れさまでした。

閉会 午前１０時１８分